

太陽が丘・みどりが丘・河川敷グラウンド優先使用手続きの説明

山城総合運動公園管理事務所

抽選に先立って、施設の優先使用の申込みを受け付けました。ついては、以下のとおりの手続きをお願いいたします。

1「施設使用願」の提出について

団体・組織の代表者名による、当公園管理事務所長あての依頼文書です。至急に事務所に提出してください。用紙は別添の様式をお使いいただくか、別に作成される場合は同様の内容を記載してください。

2「施設使用承認申請書」の提出について

ご当公園の予約システム処理に必要な申請書です。前記の使用願と同時に、事務所にご提出ください。なお、申請書に書かれた方の1住所氏名が領収書に表示されますので、ご注意ください。

3「使用料」の納入について

施設使用料は前納制です。2による申請書の提出があった場合、使用前月の10日頃までに「使用承認書・請求書」を送付しますので、同月の25日までにコンビニ・金融機関で使用料を振り込んでください。(金融機関から振込される場合の振込手数料は使用者負担とさせていただきます。)

4「使用打合せ」について

使用上の注意事項や附属設備の使用、ゴミの処理など、競技会の運営上必要があれば使用10日前～2週間前くらいに当公園(施設担当)との間で打合せを行ってください。大規模な大会などは、申し出がない場合でも、当公園から打合せを要請することがあります。

なお、河川敷(嵐山東・柊野・出雲路橋)グラウンドは打合せの対象にしていますが、テント等仮設物の設営をされる場合は、別途許可が必要な場合もありますので、京都土木事務所(075-701-0124)までお問い合わせください。

5「キャンセル」について

当公園が使用を承認(口頭による承認を含む。)した日以降に、自己都合による使用取消(キャンセル)をされた場合も、次のとおり使用料をいただきます。

【1】 使用予定日の10日前までの使用取消申し出の場合は、施設使用料の2分の1の使用料をいただきます。したがって、納入済使用料の50%を還付します。

【2】 使用予定日の9日前以降の使用取消申し出は、納入済の使用料は還付できません。

【3】 予備日であっても、【1】 【2】と同様の扱いとなりますのでご注意ください。

※雨天のため使用できなかった時は自己都合キャンセルにはなりません(100%を還付します)。この場合、納入済の使用料は上記と同じく還付申請に基づきお返しいたします。

ただし、雨天のキャンセルは必ず事務所へご連絡ください。